

マンションストック長寿命化等モデル事業
調査事業を実施する者の公募についての公示

令和5年8月7日
国土交通省住宅局長 石坂 聡

次のとおり、マンションストック長寿命化等モデル事業（調査事業）を実施する者の公募について公示します。

※ 本公募は、マンションストック長寿命化等モデル事業による先導的な改修工事等の提案に関する公募ではありません。

1. 事業概要

(1) 事業名 マンション自主建替えの円滑化に向けた実態把握等に関する検討調査

(2) 事業目的

今後、高経年のマンションが急増することを踏まえると、建替え等の検討時期を迎えるマンションも増加することが見込まれる。こうしたマンションの中には、その立地状況等により十分な事業性が確保されず、デベロッパー等の事業協力者の参画が見込めない、いわゆる自主建替えを行わなければならないマンションも存在する。自主建替えは、マンション建替えに必要な合意形成、行政対応、建築設計、建替え工事、保留床の処分等について管理組合が自ら主体性を持って実施しなければならず、その困難性が指摘される。

以上を踏まえ、本事業では、今後増加が想定される自主建替えの円滑化を進めるため、自主建替えに係る実態把握や課題整理、対応策の検討等を行うものとする。

(3) 事業内容

- ① 自主建替え等の事例の収集・分析
- ② 自主建替え等をサポートする専門家のあり方に関する検討
- ③ 地方公共団体における自主建替え等への関与のあり方 等

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和5年8月下旬 ～ 令和6年3月22日

2. 補助事業対象者の要件

○形式審査

(1) 補助対象の事業者

民間事業者 等（事業遂行が可能である体制を有していること。）

(2) 補助事業の内容

- ・ 1. (3) の支援の対象となる事業内容を満たしていること。
- ・ 知り得た情報の秘密保持を厳守すること。
- ・ 補助事業で得られたデータや調査結果等について、国土交通省への情報提供に協力すること。

○内容審査

(3) 補助対象事業者の要件

- ・ 1. (3) の事業を行い得る組織体制であること。
- ・ 事業主体が、補助事業の進行管理や補助金事務をはじめとする資金管理その他の事務を適切に執行できる体制を有していること。

(4) 補助事業の内容

- ・ マンションの建替え等の円滑化に関する施策がより効果的かつ効率的に推進するための実態把握・検討が見込まれるもの。
- ・ 補助事業内容・主体や支援するマンションの建替え等の実態調査に向けた手法について合理性が高く、課題解決に対する効果や寄与度が高いと見込まれるもの。
- ・ 事業主体が、補助事業を実施し、当該地域における課題の解決だけに止まらず、全国的に当該実態調査・検討によるノウハウが水平展開されることにより、全国のマンションに共通する課題の解決や、その環境整備が図られるなど、管理組合や区分所有者等に対して有益な取組みと見込まれるもの。

※ 詳細は募集要領の選定基準を確認すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 技術係
電話 03-5253-8111(内線39915)

(2) 募集要領の交付期間、場所及び方法

- ①期間 令和5年8月7日（月）から令和5年8月18日（金）まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 募集要領の交付を希望する場合は、予め（1）の担当係まで事前に連絡を行い、手交、又は電子メールにより交付。

(3) 応募申請書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 令和5年8月18日（金）18時00分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ応募書類1部を持参又は郵送にて提出。ただし、押印を省略した場合に限り、電子メールでの提出も可とする。
※詳細は募集要領を確認すること。

4. 補助対象事業者の選定方法

募集期間内に応募があった事業主体の中から、国土交通省が決定する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとする。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 応募申請書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募申請書は、当該申請者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 応募申請書に虚偽の記載を行った場合は、当該応募申請書を無効にするとともに、申請者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募申請書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がありますので、その旨予めご了承ください。
- (7) 詳細は募集要領による。